

平成19年10月10日	制定
平成20年 6月 1日	改正
平成21年 1月 5日	改正
平成21年 4月 1日	改正
平成22年 2月 5日	改正
平成22年 8月16日	改正
平成23年12月19日	改正
平成24年 7月 1日	改正
平成24年10月 1日	改正
平成26年 4月 1日	改正
平成27年 4月 1日	改正
平成28年 8月 1日	改正
平成30年 4月 1日	改正
令和 1年10月 1日	改正
令和 3年 4月 1日	改正
令和 4年10月 1日	改正
令和 5年 4月 1日	改正
令和 6年 4月 1日	改正
令和 6年10月 1日	改正

(株)C I 東海

適合証明業務手数料規程

株式会社C I 東海

適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）第21条第1項の規定により、適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(一戸建て住宅等の手数料)

第2条 一戸建て住宅及び重ね建て・連続建て住宅（賃貸住宅を除く。）の設計検査、中間現場検査又は竣工現場検査の手数は、別表1の区分ごとに掲げる額とする。

2 前項の設計検査において、フラット35Sの基準の適用を受けようとする場合は、前項による額に別表2に掲げる額を加算する。

3 前項の規定は、次の各号に定める書類が添付され所定の基準を確認できる場合は適用しない。

- (1) 認定低炭素住宅等であることを証する書類（写）
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
- (3) 所管行政庁から交付される長期優良住宅であることを証する書類（写）

4 第1項の中間現場検査又は竣工現場検査の検査対象地域による割増手数料は、検査対象地域別に別表第8に掲げる手数料とし、第1項による額に加算する。

5 前項による割増手数料については、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者が同一で近傍地（概ね5kmの範囲）を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。
- (2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。

6 軽微な変更（省エネルギー性技術基準又はフラット35Sの耐震性の審査に係る変更に限る。）がある場合は、別表3に掲げる額を次の各号に定める方法で受領する。

- (1) 中間現場検査を省略して竣工現場検査までに軽微な変更届が提出された場合は、竣工現場検査申請時に第1項による額に加算する。
- (2) 中間現場検査までに軽微な変更届が提出された場合は、中間現場検査申請時に第1項による額に加算する。
- (3) 現場検査時で軽微な変更届が必要と判断された場合は、軽微な変更提出時に受領する。

(共同建て住宅の手数料)

第3条 共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）の設計検査又は竣工現場検査の手数は、別表4の区分ごとに掲げる額とする。

2 共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）の設計検査又は竣工現場検査の手数は、別表5の区分ごとに掲げる額とする。掲げる額とする。

- 3 前各項の設計検査において、フラット35Sの基準の適用を受けようとする場合は、前各項による額に別表6に掲げる額を加算する。
- 4 前項の規定は、次の各号に定める書類が添付され所定の基準を確認できる場合は適用しない。
 - (1) 認定低炭素住宅等であることを証する書類（写）
 - (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（写）
 - (3) 所管行政庁から交付される長期優良住宅であることを証する書類（写）
- 5 第1項又は第2項の竣工現場検査の検査対象地域による割増手数料は、検査対象地域別に別表第8に掲げる手数料とし、第1項又は第2項による額に加算する。
- 6 前項による割増手数料については、次に掲げるところによる。
 - (1) 申請者が同一で近傍地（概ね5kmの範囲）を含み2申請以上あり、同一日に検査ができるときは、1申請は割増手数料の高い額とし、他の申請は全て割増手数料を要しない。
 - (2) 確認検査の申請と申請者が同一で、同一日に検査ができるときは、割増手数料を要しない。
- 7 軽微な変更がある場合は、見積りによる。

（既存住宅の手数料）

- 第4条 中古住宅、リフォーム及び賃貸住宅リフォームは、別表7に掲げる額とする。
- 2 前項の場合にあつて、検査対象地域が別表第9に掲げる地域については、前項による額に同表に掲げる割増手数料を加算する。ただし、リノベの事前現場検査が必要な場合で、事前現場検査時に割増手数料を加算したときは、適合証明検査においては、割増手数料を加算しない。

（手数料の減額及び特例）

- 第5条 この手数料規程の算定により難いと認められるとき等は、手数料の額を減額することができる。
- 2 この手数料規程を直接適用できない特別な理由を有する物件については、別途特例の手数を設けることができる。

（手数料の納入）

- 第6条 申請者は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査及び中古住宅等の申請時に適合証明手数料をそれぞれ現金により納入するものとする。ただし、適合証明手数料を銀行振込みにより納付したことを確認できた場合は、この限りでない。
- 2 前項の払込に要する費用は、申請者の負担とする。
 - 3 第1項にかかわらず、別に定める一括支払いに関する協定書による方法によりことができる。

（再発行の手数料）

- 第7条 業務規程第31条の規定により再発行する場合の手数料は、1通につき4,000円（税込）とする。

(手数料の見積り)

第8条 第2条から第4条までの手数料について、次に掲げる場合にあっては、見積りによって決定する。

- (1) 継続して多数の申請が見込まれるとき、その他事務処理の効率が見込まれるとき
- (2) 現場検査について、宿泊を要する等の特別のとき
- (3) この手数料規定に定められていない事項に係る手数料のとき

附則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 1月 5日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 2月 5日から施行する。

この規定は、平成22年 8月16日から施行する。

この規定は、平成23年12月19日から施行する。

この規定は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成24年10月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 1年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年10月 1日から施行する。

別表1 一戸建て住宅、重ね建て・連続建て住宅（戸当たり）

(1) 確認申請又は住宅性能評価のいずれかがCⅠ東海に申請されている場合

(税込) 単位：円

検査の種類		通常	竣工済特例
設計検査		25,000	30,000
中間現場検査		20,000	
竣工現場 検査		25,000	40,000
	省略する場合 ^(注1)	11,000	

注1 CⅠ東海で建設住宅性能評価を取得済みの場合で、現場検査を省略し書類上の審査のみ実施する場合はいいます。

(2) 確認申請又は住宅性能評価のいずれもCⅠ東海に申請されていない場合

(税込) 単位：円

検査の種類		通常	竣工済特例
設計検査		45,000	50,000
中間現場 検査	下記以外の場合	30,000	
	設計検査を省略する場合 ^(注2)	35,000	
竣工現場検査		35,000	60,000

注2 CⅠ東海で長期使用構造等確認書を取得済みの場合で、設計検査を省略する場合はいいます。

別表2 フラット35Sの設計検査加算手数料

(※複数の基準を適用する場合はそれぞれ加算します。)

(税込) 単位：円

フラット35Sの適用基準		加算手数料
省エネルギー性	ZEH基準のうち、BELS評価書によらない場合	44,000
	ZEH基準のうち、他機関のBELS評価書による場合	22,000
	上記以外の場合	11,000
耐震性	当社に申請される確認申請において同一の構造計算により確認済証を得ている場合	11,000
	上記以外の場合	33,000
耐久性・可変性		22,000
バリアフリー性		33,000

別表3 軽微な変更

(税込) 単位：円

軽微な変更	省エネ技術基準の審査に係る変更（性能が低下する場合）	11,000
	省エネ技術基準の審査に係る変更（性能が向上する場合） ※一つでも性能が低下する場合を除く	5,500
	フラット35Sの「耐震性」の審査に係る変更	5,500

別表4 共同建て住宅（フラット35登録マンションを除く。）

(1) 確認申請又は住宅性能評価のいずれかがCⅠ東海に申請されている場合

(税込) 単位：円

検査の種類		10戸以下	11戸以上
設計検査		45,000	4,500×戸数
竣工現場 検査		90,000	9,000×戸数
	省略する場合 ^(注1)	7,000×戸数	

注1 CⅠ東海で建設住宅性能評価を取得済みの場合で、現場検査を省略し書類上の審査のみ実施する場合はいいます。

※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

(2) 確認申請又は住宅性能評価のいずれもCⅠ東海に申請されていない場合

(税込) 単位：円

検査の種類		10戸以下	11戸以上
設計検査		90,000	9,000×戸数
竣工現場検査		200,000	20,000×戸数

※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

別表5 共同建て住宅（フラット35登録マンション及び賃貸住宅融資）

(1) 確認申請又は住宅性能評価のいずれかがCⅠ東海に申請されている場合

(税込) 単位：円

検査の種類		10戸以下	11戸以上 20戸以下
設計検査		30,000	3,000×戸数
竣工現場 検査	通常検査	4,000×戸数+70,000	
	性能評価活用	70,000	105,000
	省略する場合 ^(注1)	2,000×戸数（上限50,000）	

検査の種類		21戸以上 50戸以下	51戸以上 100戸以下
設計検査		3,000×戸数	3,000×戸数
竣工現場 検査	通常検査	4,000×戸数+70,000	
	性能評価活用	140,000	210,000
	省略する場合 ^(注1)	2,000×戸数（上限50,000）	

注1 CⅠ東海で建設住宅性能評価を取得済みの場合で、現場検査を省略し書類上の審査のみ実施する場合はいいます。

※ 賃貸住宅の場合は、連続建て・重ね建ても含まれます。

※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

※ 101戸以上は、別途見積りとなります。

(2) 確認申請又は住宅性能評価のいずれもCⅠ東海に申請されていない場合

(税込) 単位：円

検査の種類	10戸以下	11戸以上50戸以下
設計検査	99,000	3,500×戸数+66,000
竣工現場検査	120,000	7,000×戸数+55,000

※ 賃貸住宅の場合は、連続建て・重ね建ても含まれます。

※ 共同建て住宅は建設戸数にかかわらず、対象戸数が算定根拠となります。

※ 51戸以上は、別途見積りとなります。

別表6 フラット35Sの設計検査加算手数料

(※複数の基準を適用する場合はそれぞれ加算します。)

(税込) 単位：円

フラット35Sの適用基準		加算手数料
省エネルギー性	ZEH基準のうち、BELS評価書によらない場合	3,000×戸数 +33,000
	ZEH基準のうち、他機関のBELS評価書による場合	3,000×戸数
	上記以外の場合	2,000×戸数
耐震性	当社に申請される確認申請において同一の構造計算により確認済証を得ている場合	11,000/棟
	上記以外の場合	33,000/棟
耐久性・可変性		3,000×戸数
バリアフリー性		3,000×戸数

別表7 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料(申請1件当たり)

(税込) 単位：円

中古住宅	一戸建て等	リノベ(事前確認が必要なものに限る。)	180,000
		上記以外	150,000
	マンション (戸当たり)	リノベ(事前確認が必要なものに限る。)	180,000
		上記以外	150,000

※既存住宅の建設住宅性能評価書を活用する場合は上記金額より30,000円を減額する。

リフォーム 融資	一戸建て等	耐震改修、グリーンリフォーム、 高齢者向け返済特例	150,000
		財形住宅	75,000
	マンション (戸当たり)	耐震改修、グリーンリフォーム、 高齢者向け返済特例	200,000
		財形住宅	75,000

賃貸住宅リフ ォーム	住宅セーフ ティネット	戸建て		80,000
		重ね建て・連続建て 又は共同建て	20戸以下	100,000
			21戸~50戸	150,000
	省エネ住宅	重ね建て・連続建て	1戸~20戸	150,000

		又は共同建て	21戸～50戸	300,000
	耐震改修・サービス付き高齢者住宅	重ね建て・連続建て 又は共同建て		見積り

※ 耐震評価基準の審査が必要な場合は、別途見積りとなります。

別表8 検査対象地域による割増手数料

(税込) 単位：円

手数料	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県
0	全域	桑名市・四日市市 いなべ市・朝日町 木曾岬町・川越町 東員町・菰野町	岐阜市・羽島市 各務原市・可児市 多治見市・岐南町 笠松町・坂祝町・海津市	
11,000	—	<u>鈴鹿市</u>	土岐市・瑞穂市・関市 美濃加茂市・安八町 輪之内町・北方町 富加町・御嵩町	湖西市・浜松市
22,000	—	<u>津市</u> ・ <u>亀山市</u>	大垣市・瑞浪市・神戸町 養老町・川辺町	磐田市・袋井市 掛川市・菊川市 牧之原市・御前崎市 森町・吉田町
33,000		<u>松坂市</u> ・ <u>伊賀市</u> ・ <u>名張市</u> <u>伊勢市</u> ・ <u>明和町</u> ・ <u>多気町</u> <u>玉城町</u>	本巣市・山県市・美濃市 恵那市・中津川市 垂井町・関ヶ原町 揖斐川町・池田町 大野町・八百津町	静岡市・島田市・藤枝市・ 焼津市
55,000		<u>鳥羽市</u>	下呂市・郡上市	その他市町村 (都市計画区域内)
<u>77,000</u>		<u>志摩市</u> ・ <u>大台町</u> ・ <u>度会町</u> <u>大紀町</u> ・ <u>南伊勢町</u> ・ <u>尾鷲市</u> <u>熊野市</u> ・ <u>紀北町</u> <u>御浜町</u> ・ <u>紀宝町</u>	<u>高山市</u> ・ <u>飛騨市</u>	